

都農町一般廃棄物収集運搬業務委託募集要項

都農町が行う一般廃棄物収集運搬業務委託に係る公募型指名競争入札に参加を希望される方は、下記の要領により指名競争入札参加資格審査申請書を提出してください。

記

- ◆申請書交付期間 平成30年10月1日（月）～平成30年10月10日（水）
※ただし、土・日・祝日は除く。
- ◆交付場所 都農町役場 財政課
- ◆申請書受付期間 平成30年10月9日（火）～平成30年10月22日（月）
※ただし、土・日は除く。
- ◆提出先 都農町役場 財政課
- ◆申請書宛名 都農町長 河野正和
- ◆提出方法 持参
- ◆提出部数等 1部（A4サイズ） ファイル綴じ（色指定なし）

1. 委託業務 一般廃棄物収集運搬業務、資源物選別及び不燃物処理場管理業務

2. 業務の場所 (1) 一般廃棄物収集運搬業務
町内一円・西都児湯クリーンセンター及び町が指定する施設
(2) 資源物選別及び不燃物処理場管理業務
施設名：大人形不燃物処理場
住 所：宮崎県児湯郡都農町大字川北15370番地3

3. 委託期間
平成31年4月1日～平成36年3月31日までの5年間とする。

4. 委託業務内容
町が委託する業務は、次のとおりとする。
(1) 可燃ごみの収集運搬業務
(2) 不燃ごみと粗大ごみの収集運搬業務
(3) 資源ごみ（資源物）の収集運搬業務
(4) 資源物選別及び大人形不燃物処理場（不燃物等中継施設）の管理業務

5. 入札参加資格要件
(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第4条に規定する委託基準に適合していること。ただし、同条第1号に規定する委託基準は、次のとおりとする。
ア 都農町内に主たる事務所を有する法人であること。
※都農町内に主たる事務所を有する法人とは、「都農町内に本社を有する法人」をいう。

- イ 収集及び運搬に使用する運搬車の台数に応じた保管場所を町内に有し、かつ、洗車設備を有していること。ただし、車両については、必要最小限の車輛として、平成31年3月4日時点において、3 t又は4 tパッカー車を2台以上、3 t又は4 tダンプ車（トラック可）は1台以上、合わせて4台以上確保できること。
- ウ 車両の両側に町が指定する表示をすること。
- エ 収集運搬業務に従事する人員については、必要最小限の人員（6人以上）を有すること。また、不燃物処理場管理業務に従事する人員についても、必要最小限の人員（1人以上）を有すること。
- オ 受託者が受託業務を遂行するに足りる相当の経験を有するとは、次のいずれをも満たす者とする。
 - (ア) 平成31年3月4日時点において、一般財団法人 日本環境衛生センターが主催する「一般廃棄物（ごみ）実務管理者講習」を受けていること。
 - (イ) 平成31年3月4日時点において、一般廃棄物収集運搬業務に3か月以上従事した者がいること。
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第2条の2に規定する基準に適合していること。
- (3) 決算状況について、次のうちいずれか一つを満たしていること。
 - ア 直近第1期の決算が債務超過でないこと。
 - イ 直近第1期の決算の経常利益が黒字であること。
- (4) 町税及び使用料（水道料）の納付義務を怠っていないこと。
- (5) 受託者が自ら受託業務を実施する者であること。
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号及び産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可事務の取扱いについて（平成12年衛産通知第79号）の欠格要件に該当しないこと。

6. 申請書類

- (1) 指名競争入札参加資格審査申請書 ※1
- (2) 営業概要書（営業所一覧表）
- (3) 営業実績書（営業経歴書）
- (4) 取扱品目書（営業種目）
- (5) 使用印鑑届出書
- (6) 定款及び登記簿謄本の写し
- (7) 納税証明書（写し可）※未納の税額がないもの ※2
- (8) 直近の決算書
- (9) 営業に関し法律上必要とする登録証明書等の写し
- (10) 印鑑証明書
- (11) 水道料金の納入証明書※未納額がないもの ※3
- (12) 法第7条第5項第4号イからヌのいずれにも該当しない旨の誓約書
- (13) 事業所及び事業の用に供する施設の設置場所付近の見取図
- (14) 従業員名簿
- (15) 収集運搬車両に関する調書

(16) 事業資金及びその調達方法を記載した書類

※事業の開始に資金を要しない場合は、その旨を記載すること。

(17) 役員（業務を執行する社員、取締役又は、これに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。）の住民票、身分証明書、登記されていないことの証明書（後見登記等）

(18) 一般財団法人 日本環境衛生センターが主催する「一般廃棄物（ごみ）実務管理者講習」の修了証書の写し

(19) 就業証明書等（一般廃棄物収集運搬業務に3か月以上従事した者）

(20) 特別徴収実施確認・開始誓約書 ※4

※1 様式については、国土交通省統一様式または、宮崎県指定様式での申請も可。

※2 納税証明書は、下記のを必要とする。

法人町民税・固定資産税・軽自動車税・消費税（最新のもの）

※3 水道料金の納入証明書（最新のもの）

※4 町内に事業所を有している事業所に対して、個人住民税の特別徴収実施状況についての確認を実施する。

7. 委託業者選定方法

本業務の選定においては、以下の方式により行うものとする。

応募者から提出された書類に基づき、都農町一般廃棄物収集運搬業務委託執行要綱（平成20年都農町要綱第12号）第9条に規定する資格審査をした上で、入札参加者を決定し、現場説明会（委託業務内容等の説明）を行った後、指名競争入札によって委託業者を決定する。

ただし、契約の相手方が、契約後において、入札参加資格要件および現場説明会時に指示した条件を平成31年3月4日までに履行することができない場合は、契約を解除するものとし、次点者を契約の相手方とする。この場合において、町は契約解除に伴う損害賠償などの一切の責めを負わないものとする。

なお、資格審査で入札参加者が1社となった場合は、随意契約の方法により行うものとする。

● 問い合わせ先 都農町役場 住民課 生活環境係 （電話：0983-25-5713）